

第七次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業 とちLP割(第7弾)のご案内

栃木県内でLPガスを利用している一般家庭等の皆様へ

■ 第七次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業とは

栃木県内の約6割、約56万世帯などが利用しているLPガス料金が高騰していることから、一般家庭等の負担軽減を目的として、栃木県補助事業により実施します。

栃木県内でLPガスを消費する一般家庭等を対象に、
令和8年3月(又は4月)にLPガス料金の値引きをします。※

— 値引き額 —

合計上限額 1,100円(税込)

- ※1 令和8年3月に上限額まで値引きをできなかったときは、令和8年4月に値引きを行うことがあります。
- ※2 消費税をかける前に、1,000円の値引きを行う場合もありますが、その場合、請求額(税込)に消費税分100円が加算されないことから、1,100円(税込)を値引く場合と同額です。
- ※3 令和8年2月28日までに、LPガスの契約解除をした場合は、対象外です。
- ※4 原則、令和8年3月1日以降に、LPガスの新規契約をした場合は、対象外です。
- ※5 令和8年3月中にLPガスの新規契約をした場合、従前の契約で受けた値引き額と合計して、上限額1,100円(税込)になるまでの値引きを受けられる場合があります。
ただし、値引き状況を確認するため、新規契約時に、従前の契約に係る検針票等を提示いただきます。
(値引き状況が確認できない場合、値引きを受けることができません。)

- 本事業に関して、消費者である皆様ご自身でのお手続きや、各販売事業者へのお申込み等は不要です。
- 値引き額は、各販売事業者の検針票の料金明細等でご確認ください。
- この補助金は、国の「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

【とちLP割に関するお問い合わせ】
現在ご契約のLPガス販売事業者(又は補助金センター)
にお問い合わせください

LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター

〒321-0941 宇都宮市東今泉2-1-21栃木県ガス会館 (一社)栃木県LPガス協会内

専用電話：028-689-9912 受付時間 午前9時～午後4時30分(土日・祝日除く)

専用FAX：028-689-9913 Mail: tochigilpg-gekihenkanwa_7@uketsukeform.com

■LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター ホームページ

https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa_7/

